

港区立御田小学校施設整備基本構想・基本計画
策定支援業務に係るプロポーザル参加表明書及び
第一次審査書類作成要領

令和3年1月

港 区

1 委託業務

本プロポーザルによって選定される受託者の主な業務内容は、御田小学校の施設整備における基本構想・基本計画の策定支援業務を行うことです。

2 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者^{※1}は、一級建築士であること。
- (2) 意匠担当主任技術者^{※2}は、応募者^{※3}が所属又は代表する設計事務所に所属していること。
- (3) 総括責任者及び各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (4) 配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定、地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満たしていること。
- (5) 総括責任者が各担当主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者が他の分担業務分野^{※4}の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (6) 総括責任者及び各担当主任技術者は、平成22年以降に設計業務実績があること。
- (7) 主たる分担業務分野（意匠分野）を委託しないこと。

※1 「総括責任者」とは、業務にあたって全体を総合的に把握し調整する責任者であり、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による「管理技術者」と同義です。

※2 「担当主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者です。

※3 「応募者」とは、プロポーザルに応募する設計チームの総括責任者です。

※4 主な分担業務分野は表1によります。なお、提出者において指定以外の業務分野を新たに追加しても構いません。その場合は、別紙により当該分野の業務内容及び業務分野を追加する理由等を明確にした上で、その担当分野の主任技術者について様式4を作成してください。（8頁5（9）新たな分担業務の追加を参照してください。）表1の業務分野を分割して新たな分野として設定することはできません。

表 1

主な分担 業務分野	業 務 内 容
建築 (意匠)	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (1) 建築（総合）・基本設計、(2)建築（総合）・実施設計
構造	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (2) 建築（構造）・基本設計、(4)建築（構造）・実施設計
電気	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (5)電気設備・基本設計、(6)電気設備・実施設計
機械	昭和 54 年建設省告示第 1206 号、別表第 2、1 設計における (7)給排水衛生設備・基本設計、(8)給排水衛生設備・実施設計 (9)空気換気設備・基本設計、(10)空気換気設備・実施設計

3 参加表明書及び第一次審査書類作成に関する質問・回答

(1) 受付期間

令和 3 年 1 月 18 日(月)～ 1 月 19 日(火)必着

(2) 提出方法

ダウンロードした様式のうち、「質問書」(様式 11) を用いて必要事項と質問を記載の上、「4 (1) イ 提出場所」に FAX で送付してください(令和 3 年 1 月 19 日(火)午後 5 時 15 分必着です。)。期限を過ぎた提出や、所定の「質問書」(様式 11) を用いていない質問には一切回答いたしません。

なお、送信後は確認のため提出先まで電話連絡をしてください(電話連絡は期間中の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間(ただし、正午から午後 1 時の間は除く。))に限ります。)

(3) 質問への回答方法

令和 3 年 1 月 20 日(水)午後 5 時までに、電子メールでお知らせします。

なお、回答の際は、質問をした社名等は公表しません。

4 プロポーザル参加表明書及び第一次審査書類の提出

(1) 参加表明書及び第一次審査書類の提出内容

ア 提出部数

- ・ 正本(様式 1 から様式 10 まで(カラーコピー可)) 1 部
A 4 判 2 穴バインダー(紙製)に綴じて提出してください。また、バインダーには社名等の記載をしないでください。タイトル等も不要です。
- ・ 写し(様式 5、様式 6、様式 7(カラーコピー可)) 各 20 部
A 4 判に折り込み、開くことが可能な状態にして、様式 5～7 までを

組んで左上をクリップ等で留めて提出してください。また、事業者名は記載しないでください。

イ 提出場所

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会事務局学校教育部学務課
施設計画担当（区役所7階「702 学校施設担当」内）
TEL 03(3578)2719（直通）
FAX 03(3578)2759

ウ 提出時間

平日午前8時30分～午後5時15分（ただし、書類の受付は、正午から午後1時までの間は除く。）

エ 提出期間

令和3年1月21日(木)～令和3年2月2日(火)必着

オ 提出方法

上記イ 提出場所の電話番号へ事前連絡の上、提出してください。
郵送、宅配等も可とします（要事前連絡）。

(2) その他

必要書類の不足や内容に誤り等があった場合、受付期間内であれば、差し替えや加除等を認めます。修正削除等の場合は、応募者の訂正印を必要とします。不足書類があった場合は、不足部分の評価は対象となりません。

虚偽の申告や間違った内容の記載が判明した場合は、予告なく審査対象から除外する場合があります。

5 参加表明書及び第一次審査書類の作成方法及び注意事項

- (1) 参加表明書及び第一次審査書類は、別添の「参加表明書及び第一次審査書類様式集」様式1～10を揃えて提出してください。様式8「協力事務所の名称等」は協力事務所がない場合、様式9「共同事業体構成書」、様式10「共同事業体協定書兼委任状」は、応募者が区外事業者のみでの参加の場合は提出不要です。下表で様式別記入内容を示します。

様式番号	主な記入内容
様式1	応募者、連絡先、総括責任者、各担当主任技術者等
様式2	応募者所属事務所の同種又は類似業務実績
様式3	総括責任者の経歴等
様式4	各担当主任技術者の経歴等
様式5	総括責任者の過去の代表設計作品

様式 6	意匠担当主任技術者（建築）の過去の代表設計作品
様式 7	課題に関する回答（第一次提案書）
様式 8	協力事務所の名称等 ※協力者同意書（様式自由、押印）添付してください。
様式 9	共同事業体名、構成事業者名称等
様式 10	共同事業体協定及び委任

※ 様式 1～10 の他に次の書類の写し等を正本 1 部に添付してください。

ア 応募者（総括責任者）の一級建築士資格証明書の写し

イ 応募者（総括責任者）の所属する事務所の一級建築士事務所登録通知者の写し

(2) 様式の使用紙サイズについて

様式 1～4、様式 8～10 は A 4 判。様式 5～7 は A 3 判です。

正本（1 部）は A 4 判 2 穴バインダー（紙製）に綴じて提出してください。また、バインダーには社名等の記載をしないでください。タイトル等も不要です。写し（様式 5～7（カラーコピー可））は A 4 判に折り込み、開くことが可能な状態にして、様式 5～7 までを組んで左上をクリップ等で留めて提出してください。

正本 1 部には、5（1）ア及びイで示したとおり各種証明書等の写しを添付してください。

(3) 様式 2～4 における実績について

ア 同種又は類似業務実績とは、過去 10 年間（平成 23 年 1 月以降）に完了した基本設計業務、実施設計業務です（新築物件、改築物件が評価対象となります。ただし、増築物件、耐震補強設計や用途変更設計等は評価対象になりません。）。

（ア）同種業務の実績における対象施設とは、小学校です。

（イ）類似業務の実績における対象施設は、中学校です。

※（ア）と（イ）では（ア）が優先されます。

イ 様式 2「応募者所属事務所の同種又は類似業務実績」の件数について最大 10 件までとしてください。契約の事実がわかる書類（契約書の表紙のみで可）の写しを正本 1 部に添付してください。

※ 同一施設で基本設計業務と実施設計業務の 2 件がある場合、それぞれが別の契約であっても実施設計業務 1 件のみを記載してください（2 件として記載されていた場合も 1 件として評価します。）。

(4) 様式3、4の総括責任者及び各担当主任技術者の経歴等の記載について

ア 氏名について

総括責任者及び各担当主任技術者の氏名を記載

イ 生年月日について

総括責任者及び各担当主任技術者の生年月日及び年齢（提出日現在）を記載する。

ウ 所属・役職について

総括責任者と各担当主任技術者の所属事務所名及び役職等を記載する。

エ 保有資格等について

各担当主任技術者の保有する資格を記入する。

オ 平成23年1月以降の同種又は類似業務の実績（設計業務）について

該当する業務実績（3件まで）について、以下の項目を記載してください。

- ・記載する件数は3件ですが、この際同種業務の実績を優先するものとし、同種又は類似業務の実績が3件に満たない場合は実績のある同種又は類似業務のみ記入して、後は空欄としてください。
なお、記載した業務については、契約書（表紙のみで可）の写し等を正本1部にのみ添付してください。
- ・業務名称及びPUBDIS登録があれば、コード番号を記載してください。
- ・発注者と事業主が異なる場合は、カッコ内に事業主を記載してください。
- ・受注形態は、単独及び共同体のうち該当するものに○をつけてください。共同体の場合は他の構成員をカッコ内に記載してください。
- ・業務概要は同種又は類似のうち該当するものに○をつけてください。次に対象施設の施設用途及び規模・構造等を記載し、あわせて関わった分担業分野及び立場（総括責任者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載します。
- ・施設完成年月は、予定のものも含めて竣工年月を記載してください（設計の完了とは異なりますのでご注意ください。）。

※ 「平成23年1月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下の（ア）～（ウ）全ての項目に該当する実績です。

（ア）平成23年1月以降に基本設計又は実施設計を完了した設計業務実績

（イ）本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、総括責任者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有す

る場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

(ウ) 以下を満たす施設の設計業務実績

- a 同種業務の実績における対象施設は、小学校です。
- b 類似業務の実績における対象施設は、中学校です。

カ 手持業務の状況

令和3年1月1日現在に手持ちの設計業務（特定後未契約のものを含む。）について、以下の項目を記載してください。ただし、工事監理業務は除くことができます。合計件数を記入の上、内訳について下記（ア）～（オ）を明記してください。

(ア) 業務名

(イ) 発注者（発注者と事業主が異なる場合は、カッコ内に事業主を記載する。）

(ウ) 受注形態（単独又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員をカッコ内に記載する。）

(エ) 業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて関わっている分担業務分野及び立場（総括責任者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）

(オ) 履行期間（予定されている期限年月）を記載する。）

(5) 代表設計作品（様式5、様式6）について

過去10年間（平成23年1月以降に基本設計又は実施設計を完了したもの）の設計作品のうち、代表する1作品について、総括責任者に関しては様式5を、意匠担当主任技術者に関しては様式6を作成してください。総括責任者の代表設計作品とは、応募者が建築責任者として携わった、安全性や環境に配慮した小学校と同種または類似施設から代表となる設計作品です。意匠担当主任技術者の代表設計作品とは、同様に安全性や環境に配慮した小学校と同種または類似施設から代表となる設計作品のことです。総括責任者と意匠担当主任技術者が同じ作品を紹介することは認められません。万が一、誤って様式5と様式6を同作品で応募された場合は、様式6を評価対象外とします。なお、様式5及び6の文字サイズの下限は、10.5ポイントです。

(6) 課題（第一次審査）（様式7）について

ア 御田小学校の敷地形状、道路状況、これまでの歴史を考慮した安全・安心な学校づくりについて具体的に述べてください。

イ 敷地の高低差に配慮した計画について具体的な考え方を述べてください。

ウ 直近の児童数増加及び将来の児童数減少並びに少人数学級の実施、ICT教育やアクティブラーニング等将来の教育ニーズに対応可能な施設計画について具体的な考え方を述べてください。

エ 施設の長寿命化対策について具体的な考え方を述べてください。

オ 工期短縮につながる可能性のある工法及び配置計画について具体的な考え方を述べてください。

カ 近隣に配慮した施工計画について基本的な考え方を述べてください。

※ ①校舎周囲幅員 4.0mの避難路の確保②岬門側接道部分に公開空地を設けているか③建物高さ 15.0m以下④一時避難できる校庭、の以上4点は必須の前提条件です。

※ 関連情報の入手については、港区役所3階区政資料室や港区ポータルサイトなどで、区の教育施策や各学校のホームページなどをご覧になることが可能です。現地見学については、第一次審査通過者のそれぞれに日時を指定いたします。指定日時以外の見学はできません。

また、教育委員会事務局を含む学校関係者や地域の方々及びPTA等へ問い合わせをすることも禁止です。万が一、違反があった場合には、本プロポーザル選定を中止します。周辺地域を散策することは自由です。

※ 回答は様式7の形式を遵守してください。文章及びそれを補完するイラスト等をA3判1枚(片面)にまとめてください(文章を補完するための必要最小限の写真は可とします。)。縮尺等は自由ですが、記載する図や文字は小さくなりすぎないように配慮してください。【文字サイズの下限10.5ポイント】

※ 内容のみによる公正な審査を期すため、事務所、担当者等が特定できるような記載はしないでください。

(7) 協力事務所(様式8)について【協力事務所がなければ提出不要】

業務の一部を委託する場合には、協力事務所の名称、委託する理由及び内容等を様式8に従い記入してください(担当技術者の記載を求めない分野を委託する場合においても記入してください。)。正本1部には、協力者同意書(様式自由、押印)を添付してください。写しは不要です。

(8) 共同事業体構成書(様式9)及び共同事業体協定書兼委任状(様式10)について

複数の事業者で共同事業体(以下「グループ」という。)を結成し、グループとして参加申請することも可能です。

その場合には、参加申請時に、適切な名称を設定の上、代表事業者を定め、様式9、様式10を提出してください。